

当座勘定規定(一般当座用)

規定名称	改定前	改定後
当座勘定規定 (一般当座用)	<p>第 1 条(当座勘定への受け入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受け入れます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 1 条(当座勘定への受け入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受け入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u></p> <p>以下、省略</p>
	<p>第 7 条(手形、小切手の支払い)</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 7 条(手形、小切手の支払い)</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>以下、省略</p>
	<p>第 8 条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 8 条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>以下、省略</p>

	<p>第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振り出しましては為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる限り記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振り出しましては為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができます。なお、<u>2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができます。</u></p> <p>以下、省略</p>
	<p>第 19 条（線引小切手の取り扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届け出印の押なつ（または届け出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 19 条（線引小切手の取り扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届け出印の押なつ（または届け出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。なお、<u>2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>以下、省略</p>

当座勘定規定(個人当座用)

規定名称	改定前	改定後
<p>当座勘定規定 (個人当座用)</p>	<p>第 1 条（当座勘定への受け入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 1 条（当座勘定への受け入れ）</p> <p>(2) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u></p> <p>以下、省略</p>

<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届け出の代理人が自己の名義で振り出した約束手形、小切手または引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届け出の代理人が自己の名義で振り出した約束手形、小切手または引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>以下、省略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>なお、当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出ししてください。</u></p> <p>なお、当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>以下、省略</p>
<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振り出または為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる限り記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振り出または為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p><u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>以下、省略</p>

	<p>第 19 条（線引小切手の取り扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 19 条（線引小切手の取り扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができます。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>以下、省略</p>
--	---	--

総合口座・普通預金・普通預金(リーフ式)・貯蓄預金・納税準備預金規定

規定名称	改定前	改定後
総合口座取引規定	<p>3.(証券類の受け入れ)</p> <p>(1)普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>3.(証券類の受け入れ)</p> <p>(1)普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u></p> <p>以下、省略</p>
普通預金取引規定 普通預金規定 (リーフ式) 貯蓄預金取引規定 納税準備預金規定	<p>2.(証券類の受け入れ)</p> <p>(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。</p> <p>以下、省略</p>	<p>2.(証券類の受け入れ)</p> <p>(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券でただちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u></p> <p>以下、省略</p>

小切手用法・約束手形用法・為替手形用法・代金取立規定

規定名称	改定前	改定後
代金取立規定	<p>1. 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へただちに受け入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。</p> <p>以下、省略</p>	<p>1. 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へただちに受け入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された支払人または支払場所が当行である手形・小切手については、取り扱いをいたしません。</u></p> <p>以下、省略</p>
小切手用法(一般当座用)	<p>1.省略</p> <p>2.小切手のお振り出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p> <p>3.～7.省略</p> <p>8.小切手用紙は、この小切手帳末尾に綴り込みの受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>9.自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>10.当座勘定の取引が終了した場合、未使用の小切手用紙はお返しく下さい。</p>	<p>1.省略</p> <p>2.小切手のお振り出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>3.～7.省略</p> <p>削除</p> <p><u>8.</u>自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p><u>9.</u>当座勘定の取引が終了した場合、未使用の小切手用紙はお返しく下さい。</p>
小切手用法(個人当座用)	<p>1.省略</p> <p>2.小切手のお振り出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p>	<p>1.省略</p> <p>2.小切手のお振り出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>

	<p>3.～7.省略</p> <p>8.小切手用紙は、この小切手帳末尾に綴り込みの受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>9.自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>10.当座勘定の取引が終了した場合、未使用の小切手用紙はお返してください。</p>	<p>3.～7.省略</p> <p>削除</p> <p><u>8.</u>自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p><u>9.</u>当座勘定の取引が終了した場合、未使用の小切手用紙はお返してください。</p>
約束手形用法	<p>3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>4.～7.省略</p> <p>8.手形用紙は、末尾に綴り込みの受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>9.自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>10.当座勘定の取引が終了した場合、未使用の手形用紙はお返してください。</p>	<p>3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>4.～7.省略</p> <p>削除</p> <p><u>8.</u>自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p><u>9.</u>当座勘定の取引が終了した場合、未使用の手形用紙はお返してください。</p>
為替手形用法	<p>4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>5.～9.省略</p> <p>10.手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>11.自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>5.～9.省略</p> <p>削除</p> <p><u>10.</u>自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>